

令和7年度 第1回 藤沢市介護保険運営協議会 質問回答一覧

議題(1) 藤沢市介護保険事業の実施状況【資料1】

項目	質問等	質問者	回答
1	ここ数年の実施状況の数値から、いわゆる「2025年問題」(後期高齢者数増加傾向の顕在化)の予兆が見えてきたのか、まだ、はっきりと現れていないのか、分かる範囲でお教え下さい。	横倉委員	後期高齢者の増加傾向は、ここ数年の数値や、見える化システムにおける将来推計によると後期高齢者数が今後さらに顕在化していく可能性が高いと考えています。ただ、現時点では、増加の予兆がデータ上で見え始めている段階と捉えているため、引き続き、動向を注視してまいります。
2	R5年度からR6年度、申請受付件数が800件以上増えている状況で、審査会開催回数、審査判定件数が減っています。なぜそのような結果になっているのでしょうか。R7年度も申請結果がなかなか届かず、相談者や利用者、支援者にかなりの負担となっています。審査会開催を増やす予定はありますか？	西山委員	要介護認定については、認定調査が終わり主治医意見書が提出された時点で、職員が調査票等の認定審査会で使用する資料のチェックや整備を行い、その後、認定審査会で合議を行い介護度を決定して申請者に通知します。その職員が人事異動で入れ替わると、チェックを行うことができる市職員が減って、審査会で審議することが出来る件数が減ってしまい、結果、審査会開催数及び認定数の減少につながってしまいます。担当職員の養成には専門的な知識が必要とされることから時間を要するために、認定数を人事異動前の水準までに戻すには時間がかかるのが実情です。今後は職員の増員要求や、担当職員の経験年数を考慮した人事異動を要望するとともに、書類審査などについて事務フローの見直しを行い、一部簡素化を進めるなどの取組みを進めて、認定数の増加や認定結果通知の発送までの所要日数の短縮に努めています。

3	・苦情の具体例にある、P37 区分変更申請しても介護度があがらない、について、区分変更申請数と、区分変更される割合がわかればお教えてください。 ・夜間対応型訪問介護が減少しています。事業所が減ったためでしょうか。需要・供給の現状をお教えてください。	木原委員	・令和6年度の区分変更申請件数は2,416件で、変更が認定された件数は2,310件(全体の95.6パーセント)となっています。 ・夜間対応型訪問介護につきましては、提供しているサービス事業所は市内に1事業所のみであり、給付費や利用者等の数値に変化を受けやすい状況となっております。給付費、利用者の減少について当該事業所に聞き取りをしたところ、本サービスは、夜間のみのサービスであり、従来はお守り的に利用されていた方が多い傾向にありました。しかしながら昨今の物価高騰等により、24時間随時対応できる定期巡回・随時対応型訪問介護看護や訪問介護、訪問看護といった他のサービスに移行する方が増加していることが影響しているとのことです。したがって、当該サービスにおける利用者のニーズが減少し、他のサービスに移行することが減少の要因として捉えております。本市としましては、引き続き、動向を注視するとともに定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備を促進することで、夜間訪問のニーズに対応したいと考えております。
4	過去に質問した内容の繰り返しになると思われますが、20ページの夜間対応型訪問介護の利用者数の減少の理由、およびその対策等につきまして、再度ご教示いただきたく、よろしくお願いいたします。	鈴木委員	

5	4.介護サービスの利用状況の中の介護別の利用人数と利用率について介護度が上がるにつれて在宅より施設利用が増えるのは理解できますが、要介護4より要介護5の方が施設利用が減るのはなぜですか？ 9.苦情相談の状況 苦情は増加傾向にあるようですが、その他の苦情で具体例以外ではどのようなものがあるのでしょうか？	竹松委員	4. 差替えさせていただきました資料についてですが、施設利用者数に限って比較すると要介護4より要介護5の利用者数は少ないですが、利用率を比較すると横ばいとなっていることから、本市としては、施設利用者数についても横ばいであると考えます。 9. 事業所の送迎車両の交通マナーについて（通学路にも関わらず、減速せずに走行している等）や事業所の近隣にお住まいの方から、従業員の話し声が大きく、会話内容が丸聞こえである等も相談として受け付けました。
ご意見	10.事故報告の状況 職員の法令違反・不祥事、誤薬・落薬・与薬もれ、医療的ケア関連等は介護に携わるスタッフの人為的な事故なので、ゼロになるよう留意してほしいですし、もっと指導していただきたいと思います。	竹松委員	

議題(2) 第10期介護保険事業計画策定に向けた介護サービス利用状況調査(案)【資料2】

項目	質問等	質問者	回答
1	前回の質問数と比較して、今回の質問数は減少しているとのこと、質問に答える側にとっては、負担軽減と思われます。質問数は、減っても、必要最低限の設問は、網羅されているとおもわれますので、賛成です。項目間のクロス集計は、行うのか、分かる範囲でお教え下さい。	横倉委員	本調査の集計につきましては、単純集計及び要介護、性別、年齢、主な介護者等の項目間の属性別クロス集計を実施するよう調整をしております。また、それらの集計結果を基に、特徴的な傾向等を分析し、第10期計画策定に向けて効果的な政策立案をするための要素を得られるよう実施してまいります。
2	とても分かりやすい設問となっておりますが、問24で仕事と介護の両立について1～4で答えるのみなので、2～4の回答に対してどのようなことが難しいのか見えてきません。難しいと感じている状況がわかれば、それに対するサービスも充実すると思うのですが、いかがでしょうか？	竹松委員	仕事と介護の両立に係る設問については、ご質問のとおり難しい理由が見えづらいと捉えております。つきましては、問24で「2～4」と回答された方に対して、難しいと回答される状況等の設問の設定について検討してまいります。
ご意見	設問が少なくなり、見やすくなったと思います。	榎本委員	
ご意見	質問の量が減り回答しやすくなったと思います。	木原委員	

議題(3) 通所型サービスAの概要【資料3】

項目	質問等	質問者	回答
1	通所型サービスAが創設されるようですが、想定される利用者がどのくらいいるのか、このサービスを提供する事業所がどのくらい手を上げるのか、分かる範囲でお教え下さい。また、通所サービスAの運営上の課題や問題点があれば、分かる範囲でお教え下さい。	横倉委員	2025年5月下旬～6月上旬にかけて、既存の介護予防通所型サービス事業所に対して実施したアンケート調査(6/19集計時点)の回答状況は次のとおりです。 ・調査に回答した事業所数 65/121事業所(一部の項目に未回答の事業所あり) ・「参入したい」と回答した事業所数 4/64事業所 ・参入意向のある事業所のうち、通所型サービスAへの移行想定人数 9人 ・既存の介護予防通所型サービスにおいて、短時間のサービス提供時間を設けることに「必要がある」と回答した事業所数 40/51事業所 このことから、短時間のサービス提供をすることについて需要はあるものの、想定している基準では通所型サービスAへの参入を希望する事業所は少ない結果となっています。 また、主なご意見としては、次のとおりです。 ・需要はあるが、一体型だと介護予防の方が通所型サービスAに流れる可能性がある。 ・結局、けが等をした時の責任を問われる。認知症の方を中心に見ていく事が、負担が同じようにかかるのに報酬単価が低い利用者毎のサービスの違いに混乱が生じると共に、時短での利用では、帰宅願望のある方もいて、利用者にも負担がかかる。 ・利用の需要はあると思うが、事業所の収支を考えると、現実的に厳しい。 ・送迎がある場合、こまめな送迎が必要となり、人員基準(現行)では困難だと思う。また、送迎人員の確保が難しい。 通所型サービスAの運営上の課題としては、①報酬単価の設定が低い、もしくは通所型サービスAに移行することで減収となることが想定されること。②頻回な送迎が必要となり、人員の確保が困難となる。③サービスの違いについて理解を得ることが難しい。といったことが挙げられています。 なお、アンケート調査結果やご意見を踏まえ、通所型サービスAの実施要否を含め基準の見直しや、既存の介護予防通所型サービスにおける短時間サービス実施指針を示すことも視野に入れて、検討を進めてまいります。
2	通所型サービスAは、どのくらいの数の設置を見込まれていますか？	西山委員	

3	「藤沢市通所型サービスAの概要」の5.の「通所介護相当サービス」との比較（※現時点での案）の実施方法について、（地域密着型）通所介護・通所介護相当サービスと一体的に運営する場合に、既存のサービスの中に必須なサービスとして組み込まれるという事でないとの理解で良いか、ご教示ください。	鈴木委員	介護予防通所型サービスと通所型サービスAは別に指定を受ける必要があり、通所型サービスAの指定を受けるか、一体的と単独型のどちらの指定を受けるかは、法人・事業所が判断することになります。 また、一体型で指定を受けた場合は、同じ介護職員がサービスを提供する中で両方の利用者が一体的に活動し、通所型サービスAの利用者が途中で入れ替わることになります。その際に実施するサービス内容は、ケアプランに基づいて実施します。 利用者がどちらのサービス種別に該当するかは、利用者の希望とケアマネジャーの適切なアセスメントのもと、時間数・サービス内容に応じてサービス種別を選択することになります。このことから、利用者の希望によって月ごとにサービス種別を変更することは想定していません。
ご意見	選択肢が増える事は良いと思うが、人材不足が大きな課題であり、現在運営している通所型事業所では、利用の相談をしてもスタッフ不足の為新規受け入れができないと回答されるところもある。また、通常の機能訓練型との違いやどのような方が対象になるのかを明確にし、ニーズがどの程度あるのか等把握する必要があるのではないかと思います。	中村委員	
ご意見	通所型サービスAは介護予防の意味からとても良いプランだと思います。ただとても良いプランでも要支援の介護認定を受けた方でないと利用できないので、そのあたりを周知する広報活動にも力を入れていただければと思います。	竹松委員	

議題(4) 介護保険サービス事業所の指定等について【資料4-1~4-2】

項目	質問等	質問者	回答
1	ご質問・ご意見・ご質問等なし		

議題(5) 介護保険サービス事業所の指定等について【資料5-1~5-3】

項目	質問等	質問者	回答
1	ご質問・ご意見等なし		

議題(6) 令和7年度地域密着型サービス事業所の募集について【資料6】

項目	質問等	質問者	回答
1	看護小規模多機能型居宅介護(看多機)、3事業所、創設とのことですが、このサービスを提供する事業所がどのくらい手を上げる可能性があるのか、分かる範囲でお教え下さい	横倉委員	事業者がどのくらい応募をするかは、現時点では確定していませんが、現時点では1事業者から相談を受けています。

議題(7) 令和6年度地域包括支援センター活動報告【資料7】

項目	質問等	質問者	回答
1	ご質問・ご意見等なし		

議題(8) 六会地域包括支援センターの委託法人変更に伴う新規委託法人選定における選定委員の選出について【資料8-1～8-2】

項目	質問等	質問者	回答
1	ご質問・ご意見等なし		

議題(9) 藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例に基づく職員配置基準の運用について【資料9-1～9-2】

項目	質問等	質問者	回答
1	職員配置基準の運用についてが施行されたようですが、センターの運営にとって、運営者側は、どんなメリットが生じるのか、分かる範囲でお教え下さい。	横倉委員	こちらの運用基準は、令和6年の介護保険法施行規則の改正に伴い、令和7年4月に行った【藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例】の一部改正に関連して、実際の運用に関する詳細及び基準を定めたものになっております。 運営者側のメリットについては、条例改正に伴う職員配置の緩和要件を適用するにあたっての事務手続きの流れ等が記されておりますので、要件適用の際の指針になると考えられます。